

三重県へ移住される方へ



移住支援金

最大 **100万円**

支給します。(単身は60万円)

主な支給要件 ※詳細はチラシ裏面をご覧ください。

移住元

東京23区の在住者 又は

東京圏在住で23区への通勤者

移住先

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町 (三重県内29市町のうち、21市町)

就業先

マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された**求人**に就業した方

申請の流れ

マッチングサイトに
対象求人が掲載

対象企業に
就職活動

内定

就業

就業後3か月
以上

移住先市町へ
移住支援金の
申請手続き

支援金支給

転出した場合、
全部又は一部
の返還あり

住民票の異動

移住後3か月
以上

移住後1年以内

移住後5年未満

主な申請要件

下記すべてに該当する方が対象となります。

移住元の要件	連続して5年以上、東京23区に在住していた方 または 連続して5年以上、東京圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)に在住し、東京23区に通勤者していた方 ※東京都は条件不利地域を除く。雇用者としての通勤は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。
移住先の要件	住民票を三重県内の実施市町(県内29市町のうち21市町)に移し、あわせて生活の本拠地を移すこと 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること 転入先の実施市町に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること
就業先の要件	<ol style="list-style-type: none"> 勤務地が三重県内に所在すること。 就業先が、三重県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 上記求人への応募日が、マッチングサイトに、移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。
世帯に関する要件	<p>○世帯向けの金額(100万円)を申請する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元で、同一世帯に属していたこと。 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時に、同一世帯に属すること。 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時に転入後3か月以上、1年以内であること。 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

※その他の要件(日本人または、外国人であって、在留資格を有すること等)もあります。詳細は、お問い合わせください。

お問合せ・申請先

移住先の市町にお問合せください。なお、※がある市には別途支給要件があります。

市町名	担当課	市町名	担当課	市町名	担当課
津市※	商業振興労政課 059-229-3114	四日市市※	観光交流課 059-354-8286	伊勢市	企画調整課 0596-21-5510
松阪市※	地域づくり連携課 0598-53-4349	桑名市※	商工課 0594-24-1199	名張市	地域活力創生室 0595-63-7782
尾鷲市	政策調整課 0597-23-8116	鳥羽市	企画財政課 0599-25-1227	熊野市※	市長公室 0597-89-4111(内線313)
志摩市	観光商工課 0599-44-0005	伊賀市	地域づくり推進課 0595-22-9680	東員町	政策課 0594-86-2811
多気町	企画調整課 0598-38-1124	明和町	防災企画課 0596-52-7112	大台町	企画課 0598-82-3782
玉城町	総務政策課 0596-58-8200	大紀町	商工観光課 0598-86-2243	南伊勢町	まちづくり推進課 0599-66-1366
紀北町	企画課 0597-46-3113	御浜町	企画課 05979-3-0507	紀宝町	企画調整課 0735-33-0334

制度に関する
お問合せは

三重県庁 地域支援課

☎ 059-224-2420

✉ chiiki@pref.mie.lg.jp



三重県への移住情報は

ええとこやんか三重

で検索!